

決議案第1号 地方行財政の充実強化に関する決議

令和3年10月7日提出

東海市長会

都市自治体は、急速に進行する少子高齢社会への対応や、多発する自然災害に備えるための防災・減災対策など様々な課題に対する財政需要が増加する一途にある。

我々都市自治体はこれまで徹底した行財政改革や投資的経費の抑制により、増嵩する社会保障関係費を捻出してきたが、行財政改革による対応も限界にきており、地方財政環境は一段と厳しい状況となっている。

都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組など新たな行政課題に的確に対応するためには、地方の行財政基盤を充実することが不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

さらに、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響が続き、都市自治体では、市民生活及び地域経済に甚大な影響が生じており、今後も極めて厳しい状況が続くと見込まれる。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、国と地方の協議の場の適切な運営のもとに、十分な協議を経て、合意形成のうえ行うこと。

また、国が新たな政策により全国的に事業を展開するに当たっては、国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、これに伴い地方で必要となる費用については、国が責任を持って国費による財源を確保すること。

2. 我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。

3. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が5対5となるよう見直しを行い、地方の財政自主権を拡充すること。

4. 年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地

方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

5. 都市自治体が行財政改革で生み出した財源は、地方の改革意欲を損ねることのないよう、必ず地方に還元すること。
6. 地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め地方税財源を拡充することによる地方の財源不足の解消、さらには東京一極集中の是正という根本的課題の解決を図ること。
7. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度を確立し、法定率の引上げ等により地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。
また、臨時財政対策債については、引き続き発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。
8. 医療・介護等の社会保障や社会インフラの老朽化・防災対策等を含む社会资本整備をはじめ、地域経済の基盤強化、地方創生・人口減少対策、雇用対策、地域交通対策、環境対策など増大する都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。
また、地方交付税については、引き続き、財源調整機能・財源保障機能の維持・充実を図ること。
9. 固定資産税は市町村財政を支える極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を搖るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。
また、新型コロナウイルス感染症関連の経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施するべき性質のものであり、期限の到来をもって確実に終了すること。
10. 償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり都市自治体から行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、国が中小企業への投資を後押しする経済対策として特例措置を講じるのであれば、国の財源による制度設計とすること。
11. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、都市自治体のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に、財源の乏しい中山間地域の都市自治体にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ないことから、現行制度を堅持すること。
12. ふるさと納税による個人住民税減収分に関し、減収分全額を地方交付税に算入するとともに、普通交付税の交付団体、不交付団体間における公平な補填を実現すること。
また、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」における所得税控除相当額の減収に関し、全額補填すること。
13. 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策

が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するとともに、地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金について地域の実情に応じ効果的に利用ができる制度となるよう要件の緩和など運用の一層の弾力化を図るとともに、引き続き、所要の財源を確保すること。

1 4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、鉄道・バス・タクシー等公共交通の利用者数が大幅に減少し、経営状況がひっ迫する中で、市民の交通手段として欠かせない地方の公共交通事業者が維持存続するための支援制度を早急に創設すること。

1 5. 国庫補助金等については、都市自治体の事業の執行に支障が生じることのないよう、補助率の引上げや補助基準額を都市自治体の所要額と同額にするなど財政支援を強化するとともに、事務手続きの簡素合理化、早期内示等に努めること。

1 6. 学校施設環境改善交付金については、長寿命化改良事業や大規模改造事業をはじめ都市自治体の計画事業量に応じた財政支援措置を継続的かつ確実に講じること。

また、空調設備整備、トイレの洋式化、学校給食調理場、小規模改修工事、プール、運動場等の付帯設備の老朽化対策など施設整備事業を推進するため、対象事業の拡充、工事費下限額の廃止、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価への引上げを行うこと。

1 7. 南海トラフ地震による大規模災害等が危惧される中、消防・防災施設の整備充実に取り組むに当たり、消防車両価格の高騰、積載資器材の高度化により財政負担は増大している。大規模災害等に的確に対応するため、常備消防力等の充実強化に関する整備費用について、対象範囲の拡充及び予算の確保等の財政支援を拡充すること。

1 8. 都市自治体は公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の耐用年数等を見据えた長期的な視点から公共施設の更新・統廃合など再整備に取り組んでいるところであるが、今後も計画を着実に実行できるよう、令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債の期間を延長し、対象要件を緩和すること。

また、公債費による将来負担を軽減するため、当該事業債の地方交付税措置率を引き上げること。

1 9. 公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共的役割の観点から、供用開始から50年を経過するなど耐用年数を迎える需要の増加が見込まれる下水道施設の改築について、国費負担を確実に継続するとともに、財政支援措置を拡充すること。

また、浸水・地震対策など下水道事業における国土強靭化のための対策について、必要な財源の確保を行うこと。

2 0. 公共施設の老朽化が課題となる中、生活環境に大きな影響を与えるアスベスト含有仕上塗材の調査・除去を行う場合に、調査費用のみならず除去に要する費用に対しても国費による財政支援を行うこと。

2 1. 増加が見込まれる外国人の受入れ環境の整備や多文化共生社会の実現について、一元的な体制の下、責任を持って取り組むとともに、外国人に関する諸施策については都市自治体の意見を十分に尊重すること。

2 2. 外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策の推進、国と都市自治体の役割と責任を明確にするための制度設計、加えて法務省の総合調整機能の下、実効性のある省庁横断的な多文化共生政策を強力に推進すること。

2 3. 増加する外国人児童生徒や、日本国籍の外国育ちの児童生徒について、安心して

学校に通うことのできる環境づくりを行う都市自治体の事業に対し、人的・財政的措置を講じること。

2 4. 日本語初期指導教室の制度化や外国人児童生徒が多い学校における教員の拡充など、学校教育環境の整備を行うとともに、都市自治体が行う日本語教育のボランティアの育成・確保をはじめとする各種事業に要する費用について、適切な財政支援を行うこと。

2 5. これまでの待機児童解消の取組に加え、幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要の拡大に対応するために、都市自治体の行う幅広い保育人材の確保・育成や施設整備等に対する財政措置を国の責任において講じること。

2 6. 国保財政が厳しい状況にある中で、医療の高度化、高額薬剤の保険適用等による医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増を決して招かないよう、国の責任において万全の対策を行うこと。

2 7. 福祉医療費全般において、現物給付実施による減額調整措置を廃止すること。

特に、子どもの医療費助成に係る国庫負担減額調整措置については、小学生以上も含め全面的に廃止し、我が国的人口減少社会への対策として、子どもの医療費に関する全国一律の制度を国の責任において創設すること。

2 8. G I G Aスクール構想の実現は多額の財政負担を伴うものであり、実態を踏まえて基準単価を見直すとともに、I C T支援員の配置及び通信費、将来的な機器の更新や維持管理に必要な費用を含め長期的な視点に立った財政措置を講じること。

また、子どもたち一人ひとりに個別最適化された効果的な指導を実現するためソフトウェアに係るライセンスなどの利用料や教職員用のタブレット端末及び周辺機器の導入経費についても財政支援を行うこと。

さらに、通信業者に対し、L T Eモデルタブレット端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。

2 9. 新型コロナウイルス感染症により住民生活と地域経済に甚大な影響が生じており、国、都道府県と連携し、都市自治体が引き続き感染症に係る情報の住民等への提供、まん延防止に関する措置、住民の生活及び地域経済の安定に関する措置として行う各種対策に要する費用について、十分な財政措置を機動的に行うこと。

特に、ワクチン接種に係る費用については、関連経費を含めて都市自治体に負担が生じないよう確実に所要額を措置すること。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、交付手続きに係る事務全般の業務軽減を考慮するとともに、実施計画の内容変更や繰越要件の緩和等、弾力的に対応すること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

決議案第2号 防災対策の充実強化に関する決議

令和3年10月7日提出

東海市長会

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

また、近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、各地で記録的な豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靱化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方が行う防災・減災、国土強靱化の取組が確実に実施できるよう、必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、緊急防災・減災事業債については、地域の実情を踏まえ、防災・減災対策を充実強化させる取組が計画的に実施できるよう、対象事業の拡充を図るとともに、恒久化すること。
2. 南海トラフ地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。
3. 台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、砂防堰堤や遊砂池等の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

決議案第3号 土砂災害対策の強化に関する決議

令和3年10月7日提出

東海市長会

令和3年7月に熱海市伊豆山で発生した土石流災害は、盛り土、建設残土の処分、産業廃棄物の処分等、複数の要因による危険性を極めて深刻なかたちで露見させた。

全国の土砂災害危険個所数は52万以上に上る状況にあるが、特に、中山間地域においては、かねてから建設残土等の大量搬入や不法投棄等が確認されており、今回の災害を契機に重大な懸念が高まる中、国及び地方公共団体では緊急点検を行うなど応急的な対策がとられている。

また、地方公共団体では、土砂の埋め立て、盛り土等の適切な処理が行われるよう独自の条例を制定し規制や行政指導を行っているが、一連の行為が県を超えた広範囲で行われていることや、条例の罰則は地方自治法による上限規定があるため、抑止力として不十分であるとともに、行政指導及び措置の効果にも限界がある。

近年、記録的な豪雨や大型台風により災害が激甚化する中、土砂災害から国民の生命と生活を守るため、国は、関係府省の連携・情報共有体制を早急に構築し、土石流災害について総合的な発生防止対策を講じるとともに、違法行為を抑止し、確実な安全対策を命ずることができるよう、必要十分な罰則規定を備えた全国一律の法制度を速やかに確立するべきである。

さらに、土砂に産業廃棄物を意図的に混入させるケースも頻発しており、それを別の法令で扱うことは非現実的であるため、これを一元的に規制、指導、措置できる新たな対策を講じなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 全国の盛土の安全点検結果を踏まえ、関係府省が連携・情報共有する仕組みを早急に構築し、盛土に係る土石流災害について、総合的な発生防止対策を講じること。
2. 盛土や土砂類の搬入について、災害防止の観点から、全国統一的な基準を含め法制度の整備など、規制の拡大・強化等の抜本的な対策を講じること。
3. 土砂と廃棄物が混入している場合においての規制を明確化・一元化するとともに、最も高いレベルで安全対策を措置できる制度を確立すること。
4. 都市自治体の土石流対策に係る技術的、人的及び財政支援を強化すること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

決議案第4号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

令和3年10月7日提出

東海市長会

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るう中、我が国における感染状況は、より感染力の強い変異株に置き変わり、多くの地域でこれまでにない厳しい状況となっており、未だ収束の見通しがつかず、経済にも甚大な影響を及ぼしている。

国においては、爆発的な感染拡大を防ぎつつ、社会経済活動の両立を図るため、新型コロナワクチンの供給や経済、雇用等について様々な対策を講じている。

都市自治体においても、地域住民の生命と生活を守り、地域経済の再生のため、ワクチン接種を迅速かつ円滑に実施することはもとより、独自の支援策を講じるなど、全力で取り組んでいるところであるが、対策に万全を期するには、国と連携した取組が必要不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 感染拡大防止や経済活動の回復に向けた対策は、全ての都市自治体において取り組む必要があることから、都市自治体が必要かつ十分な対策ができるよう財政支援措置を講じること。
2. 国の対策に伴い生じる地方負担や、都市自治体が地域の実情に応じて実施する独自の経済対策等の事業、また、経済活動の縮小等により見込まれる地方税収の大幅な減少に対する財政支援措置を講じること。
3. ワクチン接種体制の継続的確保のため、引き続き、補助対象の拡充も含め、機動的かつ弾力的な財政措置を講じること。また、ワクチン接種を円滑かつ迅速に実施することができるよう、接種の意義、安全性・有効性及び副反応等も含め、地域住民が接種を受けるに当たって必要な情報の周知・広報に努めること。
4. 病院利用者の受診控えにより診療報酬が激減し、経営が逼迫している自治体病院の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。